

レンジ台付収納庫の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認3産第2786号・平成3年7月18日

製品安全協会

レンジ台付収納庫専門部会専門委員名簿

(50 音順、敬称略)

氏名 所属

(部会長) 南野 竹男 南野技術事務所

(委員) 石井 栄子 主婦連合会

内田 玲子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

大西 忠 通商産業省通商産業検査所商品テスト部安全監督課

神谷 典孝 通商産業省工業技術院標準部繊維化学規格課

川當正之株式会社淀川製鋼所

佐滕 啓 通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室

塩谷 健三 財団法人日用金属製品検査センター

竹下 昇 エムケー精工株式会社

田中 映男 通商産業省生活産業局日用品課

田中 芳雄 製品安全協会

坪井 正剛 株式会社マッキンリー

鶴岡 保 株式会社西友

富田 映子 消費科学連合会

西田 隆治 タイガー魔法瓶株式会社

本多 憲博 株式会社富士製作所

松川 安夫 株式会社イトーヨーカドー

松本 達洋 積水化学工業株式会社

山下 陽枝 全国地域婦人団体連絡協議会

(事務局) 製品安全協会

〒106 東京都港区六本木 3-17-7 電話 03-3582-6231(代)

レンジ台付収納庫の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、レンジ台付収納庫の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭の台所等で主として台所用品等の収納に使用される主要材料が金属製のレンジ台(注1)付収納庫(以下「収納庫」という)について適用する。

(注 1) ここでいうレンジ台とは、一般家庭で使用される電子レンジを載せて使用するための台のことをいう。

備考:この基準の中で{トを付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、 規格値である。

3. 安全性品質

収納庫の安全性品質は、次のとおりとする。

1. 収納庫の外観及び構造は次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、組立時及び使用時に身体に傷害を与えるようなばり、まくれ、突起部、鋭い角部等がないこと。 (2) 各部の接合及び組立ては確実であり、また、座りは良好で、本体には使用上支障のあるがたつき等がないこと。 (3) 扉、引出し、スライド式テープル等の可動部分は、開閉及び出し入れが円滑、かっ、確実に行えること。なお、スライド式テーブル は、本体から容易に脱落しないこと。

項目	基準	基準確認方法
	<u>金</u> (4) キャスタを有するものにあ	金 平 唯 応 刀 仏
	っては、可動防止のための	
	措置を講じていること。	
	11世を時していること。	
│ │2. 耐荷重	2. レンジ台にレンジ台の表示	
2. M) P) <u>+</u>	耐荷重の○倍の荷重を加	
	え、〇時間放置したとき、	
	アイス () 日本 ()	
	がなく、かっ、各部に破損	
	及び使用上支障のある変形	
	等がないこと。	
	寺がないこと。	

項目	基準	基 準 確 認 方 法
3. 側方耐荷	3. レンジ台側方に○の荷重を	
重	左右交互に各〇回加えたと	
	き、荷重点位置の最大変位	
	量が○以下であり、かつ各	
	部に破損及び使用上支障の	
	あるゆるみ、変形がないこ	
	٤.	

項目	認定基準	基準確認方法
4.安定性	4. 収納庫の安には、次のとおりとうでは、次のとおりとうできまれる。 (1) スも式にできまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、できまれるでは、いったとのでは、できまれるでは、いったとのでは、できまれるでは、いったのでは、できまれるでは、いったのでは、できまれるでは、いったのでは、できまれるでは、いったのでは、できまれるでは、いったのでは、いったいでは、いったいでは、いったいでは、いったいでは、いったいでは、いったいでは、いったいでは、いっ	
	(2) スライド式テープルのない ものにあっては、収納庫を 〇の力で前方に引張ったと き、転倒しないこと	

5.スライ	5. スライド式テーブルを有す	
ド式テーブ	るものにあっては、収納庫	
ルの強度	を転倒しないように固定し	
	た状態でスライド式テーブル	
	を引き出し、これにスライ	
	ド式テ-プルの表示耐荷重の	
	〇倍の荷重を〇時間加えた	
	とき、スライド式テ-プル及	
	び各部に破損及び使用上支	
	障のある変形等がないこ	
	と。	

項目	基準	基 準 確 認 方 法
7. 引出しの	7. 引出しを有するものにあって	
強度	は、引出し内に引出しの内	
	容量1L当たり 〇、最大で〇	
	の荷重を加え、引出しを引	
	き出した状態で〇時間放置	
	したとき、引出し及び各部	
	に破損及び使用上支障のあ	
	る変形等がないこと。	
8. 材料	8. 耐食性材料以外の金属材料	
	は、防せい処理が施されて	
	いること。	

4. 表示及び取扱説明書

収納庫の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 表示	1.製品には、見やすい箇所に容 易に消えない方法で、次の事 項を表示すること。 ただし、その製品に該当しな い項目については、この限り ではない。	1
	 (1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号 (2) 製造年月(又はその略号)又は輸入年月(又はその略号) (3) レンジ台、スライド式テーフル(注6)スライド式棚の耐荷重ただし、単位は kg を用いること。 (4) スライド式テーブルを引き出した状態で手をついたり、寄りかかったりしないこと。 	

使用時にキャスタのみによ
って収納庫の重量を負担す
る構造のものにあっては、
可動防止装置で固定して使
用すること。

(注 6) スライド式テーフルの表示
耐荷重は、安全性品質項目 4
及び5を同時に満足するも
のであること。

項目	認定基準	基準確認方法
2. 取扱説	2.製品には、次に示す趣旨の取	
明書	扱い上の注意事項を明示した	
	取扱説明書を添付すること。	
	なお、一般消費者が容易に理	
	解できるよう図で明示するの	
	が望ましい。	
	(1) 取扱説明書を必ず読み、読	
	んだあと保管すること。	
	ただし、以下の各項目が、	
	製品に容易に消えない方法	
	によって表示してあるもの	
	は、本項を省略してもよ	
	ر١ _°	
	(2) 組立式のものにあっては、	
	その組立方法及び注意	
	(3) 電子レンジ台の位置。	
	ただし、(2)で明記してある	
	ものについてはこの限りで	
	はない。	
	(4) 使用上の注意事項	

- (a) 瞎付けに際しては、高温になる場所、湿気の多い場所は避け、水平で平たんな場所に設置すること。
- (b) 取扱説明書で指定されている位置以外のところに電子レンジを載せないこと。
- (c) 地震時の転倒を防止するためには、別途処置を講ずること。
- (d) 収納庫の設置にあたって、 コードの配線には足等が引 っ掛からないように注意す ること。
- (5) 製造業者、輸入業者又は販 売業者等の名称、住所及び 電話番号。